2024 年度入学試験問題　216

法学部Ａ方式Ⅱ日程・国際文化学部Ａ方式
キャリアデザイン学部Ａ方式

3　限　**選択科目**　(60 分)

科　目	ページ	科　目	ページ
政治・経済	2～38	**日本史**	40～56
世界史	58～73	**地理**	74～84
数学	86～91		

〈注意事項〉

1. 試験開始の合図があるまで，問題冊子を開かないこと。
2. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
3. 科目の選択は，受験しようとする科目の解答用紙を選択した時点で決定となる。
一度選択した科目の変更は一切認めない。
4. **数学**については，定規，コンパス，電卓の使用は認めないので注意すること。
5. マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

マークシート解答方法についての注意

マークシート解答では，鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHB の黒鉛筆でマークすること(万年筆，ボールペン，シャープペンシルなどを使用しないこと)。

記入上の注意

1. 記入例　　解答を **3** にマークする場合。

(1)　正しいマークの例

(2)　悪いマークの例

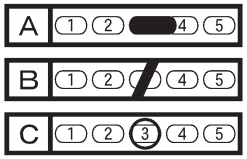

枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

2. 解答を訂正する場合は，消しゴムでよく消してから，あらためてマークすること。
3. 解答用紙をよごしたり，折りまげたりしないこと。
4. 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

6. 問題冊子のページを切り離さないこと。

（政　治・経　済）

〔Ⅰ〕 原子力発電政策に関する次の２つの新聞の社説を読み比べ，下記の問いに答えよ。なお，以下では原子力発電を原発と略して表記することがある。また，社説については，趣旨が変わらない範囲で要約・抜粋をしている。

（社説の背景）

2022年に日本政府は原子力発電所の再稼働の推進，新増設，建て替え，次世代型原子炉の開発の検討を進める考えを示した。原則40年の運転期間の延長も検討内容に含まれ，東京電力福島第一原発事故以来の重要な政策転換になり得る動向に社会的な注目が集まった。この政府方針に対して，新聞各社はそれぞれに異なる立場から日本のエネルギー政策のあり方について論じた。社説１は2022年８月27日，社説２は2022年８月26日に掲載されたものである。

社説１

原発の再稼働　電力危機の克服に不可欠だ

電力の需給逼迫（ひっぱく）が続く中，安定して供給できる原子力発電所の重要性が増している。国は原発の活用に及び腰な姿勢から脱して，再稼働や新増設に正面から取り組むべきだ。（中略）原発に関して政府は従来，「最大限の活用」を繰り返すばかりだった。そうした曖昧な姿勢を改め，数の目標を掲げたことは評価できる。また，これまで「想定していない」としていた新増設についても方針転換したことは妥当だ。

だが，その動きはあまりに鈍かったと言わざるを得ない。太陽光など再生可能エネルギー(1)は，天候次第で発電量が変わる難点があり，不足分は火力発電が支えている。しかし，近年は脱炭素の流れで，火力発電所への投資が細って休廃止が相次いでいる。

電力需給が逼迫する中，老朽化で停止した火力発電所を再稼働するなどしてしのいでいるが，今冬はさらに厳しくなるという。ウクライナ危機で燃料

価格は高騰しており，「準国産エネルギー」と呼ばれる原発の活用が焦点になるのは必然だったと言える。

再稼働がなかなか進まない要因の一つは，原子力規制委員会の安全審査に時間がかかる点だ。「世界で最も厳しい」とされる新規制基準を設け，原発事故で失墜した原子力規制への信頼回復に努めようという姿勢は理解できる。ただ，厳格な審査を進めようとするあまり，社会から孤立した硬直的な組織になってはいないか。経済界や電力業界とコミュニケーションを図り，合理的，効率的な審査を目指してもらいたい。

再稼働の停滞で，日本の原子力産業は弱体化している。事業から撤退する企業が相次ぎ，国産部品の供給網が維持できなくなる恐れがある。学生や研究者の層が薄くなれば，技術継承も危うい。新増設を推進し，産業の衰退に歯止めをかける必要がある。

政府は，安全審査で長期間停止している原発の運転延長も検討するとしているが，本来は最新の設備に建て替える方が，安全性の面でも理にかなうのではないか。再稼働の地元同意は，難航する例が多い。電力会社任せでは不十分だ。国策で原発を進めてきた(2)以上，政府が前面に立って自治体や国民に理解を求め，再稼働と新増設を主導しなければならない。

『読売新聞』2022年8月27日付より抜粋

社説2

原発政策の転換　依存の長期化は許されない

長期的な国策を拙速に転換すれば，必ず禍根を残す。考え直すべきだ。脱炭素の加速化やエネルギー不安を前に，電力の安定供給策の検討は必要だ。だが，その答えが原発事故の教訓をないがしろにしてはならない。原発依存を長引かせ，深める選択はやめるよう求める。

東京電力福島第一原発事故は未曽有の甚大な被害をもたらした。周辺の住民は故郷を追われ，日本社会全体に深刻な不安が広がった(3)。今も多くの人が避難を強いられ，賠償も不十分だ。廃炉などの事故処理は，いつ終わるのかの見通しすらたたない(4)。

事故を受けて原発の安全規制は強化された。だが，地震や津波，噴火など(5)

が頻発する国土への立地は，他国と比べ高いリスクがつきまとう。そもそも，日本にとって原発は不完全なシステムだ。高レベルの放射性廃棄物は，放射能が十分に下がるまでに想像を絶する期間を要するにもかかわらず，最終処分地が決まっていない。使用済み燃料中のプルトニウムは核兵器の材料になり，国際的に厳しく管理される。日本は減量を国際公約しているが，利用の本命だった高速炉の開発は，巨費をつぎ込んだあげくに頓挫したままである。

苦い経験と山積する課題を直視すれば，即座にゼロにはできないとしても，原発に頼らない社会を着実に実現していくことこそが，合理的かつ現実的な選択である。政策転換を正当化する根拠は極めて薄弱だ。経済性の面でも，経産省の直近の試算でさえ，2030年に新設の原発は事業用の太陽光発電よりも割高になる。新型炉には開発初期のリスクもある。

新増設する原発に技術的裏付けはまだない。高速炉はもとより，小型炉も開発途上だ。既存炉の安全性を高めるという「次世代革新炉」の姿も明確ではない。不確実な技術を，当面の安定供給への対応策として持ち出すのは，国民に対するごまかしにほかならない。原発依存に逃げ，世界が力を入れる再生可能エネルギーの技術開発に後れをとれば，国際競争力をさらにそぐだろう。

電力事業者が原子力規制委員会の指摘をきちんと履行するよう促す，あるいは住民避難のあり方に国も責任を持ち，事故のリスクへの疑問にも正面から答えるならば，理解できる面もある。だが，科学的に厳格な検討や審査，地元の合意手順が必要な事項に，政権が圧力をかけることは許されない。安易な「原発回帰」が解ではないのは明らかだ。

『朝日新聞』2022年8月26日付，一部改変
承諾番号：24-0929
朝日新聞社に無断で転載することを禁じる

政治・経済

問１　下線部(1)に関連して，図表１と図表２に関する以下の文章の空欄 A ～ G にあてはまる語句として**最も適切なもの**を，次のア～チのなかからそれぞれ１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。なお，選択肢はそれぞれ一度しか使用できないものとする。また，図表内の国の記号ａ～ｆは，図表１と図表２でそれぞれ同じ国を示している。

主要国の一次エネルギーの供給量に関する特徴を確認していく。６か国の中で，ａ国の一次エネルギー供給量に占める④の割合，そしてｃ国の一次エネルギー供給量に占める①の割合が著しく高い。ここで，①は A ，④は B であり，ａ国は C ，ｃ国は D である。なお，日本における一次エネルギー供給量に占める③の割合は，ｆ国における③の割合に比べて， E 程度となっている。

そして，エネルギーの自給率を，一国における一次エネルギー供給量に占める生産量と定義すると，一次エネルギーの自給率が100％を満たしている国は F であり，逆にそれが約１割と低い国は G である。

図表１　主要国の一次エネルギーの供給量と構成（2019年）

	一次エネルギー					
国	①	②	③	④	⑤	供給量（PJ）
a	2.7%	19.1%	7.3%	61.1%	9.7%	141,903
b	8.6%	34.7%	39.2%	3.4%	14.1%	7,145
c	42.9%	29.3%	15.5%	3.0%	9.3%	10,152
d	6.6%	33.9%	25.7%	18.3%	15.5%	12,323
e	4.0%	38.4%	22.2%	27.8%	7.6%	17,388
f	9.9%	35.8%	33.5%	12.4%	8.4%	92,644

出所：『世界国勢図会』2022/23，表５－23

注：１PJ（ペタジュール）＝23,885石油換算トン。国は，アメリカ，イギリス，中国，ドイツ，日本，フランスのいずれか。一次エネルギーは，原子力，石炭，石油，天然ガス，その他のいずれか。

図表２　主要国の一次エネルギーの１人あたり生産量と供給量(2019年)

国	１人あたり供給量	１人あたり生産量
a	2.42	1.94
b	2.55	1.82
c	3.59	1.94
d	3.54	1.26
e	3.29	0.39
f	6.74	7.04

出所：『世界国勢図会』2022/23，表５－24

注：石油換算した値であり，単位はｔである。

【選択肢】

ア　アメリカ
イ　イギリス
ウ　中国
エ　ドイツ
オ　日本
カ　フランス
キ　原子力
ク　石油
ケ　石炭
コ　天然ガス
サ　３/５
シ　２/３
ス　１/２
セ　同
ソ　２
タ　３/２
チ　５/３

問２　下線部(2)に関連して，以下のア～エは日本のエネルギー政策に関する法律と，各法律が制定された背景や目的に関する文章である。それぞれの法律が制定された順に正しく並べた際，**１～３番目となるもの**を下記のア～エのなかからそれぞれ１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

ア　**省エネ法**：中東情勢の影響を契機としたオイルショックを背景に，エネルギー供給の安定性とエネルギー効率の向上を目指し，省エネルギーの推進とエネルギーの適正な使用が促された。

イ　**再生可能エネルギー特別措置法**：東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の発生後，再生可能エネルギーの普及と利用が重要課題とされ，電力会社に再生可能エネルギーの電力を一定価格で買い取ることを義務づける固定価格買取制度が導入された。

ウ　**エネルギー政策基本法**：化石燃料の供給不安や地球温暖化問題への関心の高まりを背景に，化石燃料に依存しない持続可能なエネルギー政策の推進が必要となり，新たなエネルギー源の開発と利用の推進が目指された。

エ　**原子力基本法**：第二次世界大戦からの復興を背景に，科学技術の進歩と経済成長を支えるエネルギー源として原子力の研究・開発・利用が推進された。

問３　下線部(3)に関し，原発事故は食料や農業分野にも深刻な影響を与え，日本の同分野における問題や課題を再認識させる契機にもなった。そこで，日本の食料・農業政策に関する下記のａ～ｂの文章について，次の指示にしたがって答えよ。

①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。
①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイを解答欄にマークせよ。
②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウを解答欄にマークせよ。
①と②の両方の文章が誤りの場合にはエを解答欄にマークせよ。

ａ

①　1960年代に「農業基本法」の制定により，市場原理を導入した食料の安定供給の確保や農村の振興などが目指されたが，工業従事者に対する農業従事者の所得の低さは改善されなかった。そこで，1990年代に「食料・農業・農村基本法」が制定され，政府による保護政策によって，農産物の選択的拡大や自立経営農家の育成などが進み，農業の合理化が図られた。

②　農業の活性化の１つの取り組みとして「６次産業化」がある。農業に必要な資源である第１次のヒト，第２次のモノ，第３次のカネまでを総合的に管理することで，農業の生産性の向上を図る取り組みである。第１次から第３次までを足し合わせることを表現するために「６次」と表現される。

政治・経済

b

① 遺伝子組み換え食品は，遺伝子組み換え作物を使用した食品のことである。組み換えられたDNAが加工の過程でなくなる特定の品目を除いて販売の際には基本的に，遺伝子組み換え食品であることを表示することが義務付けられている。

② 食品の生産，加工，販売の各段階における移動経路を追跡できるようにするために，いわゆるトレーサビリティ制度が導入されている。ただし，その表示が義務付けられているのはすべての食品ではなく，牛肉など特定の品目に限られている。

問４　下線部(4)に関連して，下記のａ～ｃの文章について，次の指示にしたがって答えよ。

①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。 **①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイ**を解答欄にマークせよ。 **②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウ**を解答欄にマークせよ。 **①と②の両方の文章が誤りの場合にはエ**を解答欄にマークせよ。

a
① 福島第一原子力発電所の事故を受けて，東京電力は巨額の損害賠償と廃炉費用を負担することになり，一民間企業として安定的な経営を持続することが困難になった。そこで日本政府は，東京電力の経営を安定させるとともに，被害者への迅速かつ適切な賠償と同発電所の廃炉を推進するために，「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」を設立した。
② 「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」は，損害賠償の実施だけでなく，原子力事業者が廃炉を実施するために必要な技術に関する研究開発，助言，指導，勧告などの業務を行うことにより，廃炉の適正かつ着実な実施を確保することも目的としている。

b
① 福島第一原子力発電所の汚染水を貯蔵するタンクは，2022年３月末の時点で同原発構内に1000基以上存在する。しかし，2019年に改訂された政府による「中長期ロードマップ※」によれば，廃炉が完了するのは2030年末の予定である。
② 福島第一原子力発電所の汚染水の浄化処理を行なっても，一部の放射性物質は技術的に除去することが難しい。海外でも浄化処理を行った処理水の海洋放出の先行事例は，2023年７月以前には存在しない。

※　正式名称は「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」である。なお，この名称自体の正誤はここでは問うてはいない。

政治・経済

c

① 福島第一原子力発電所の事故を受けて，経済産業省の管轄のもとに原子力安全委員会が新設され，原発の安全規制を一元的に担うことになった。同委員会は，日米原子力協定に基づき，アメリカ原子力規制委員会とも密接に連携を取っている。

② 原子力規制委員会は，2013年に原子炉等の設計審査を含む原発の安全対策に関する新規制基準を設定し，この基準に適合すると認定されなければ原発の稼働は認めないこととした。これにより，従来以上に自然災害がもたらす影響を想定するなど重大事故へのリスク対策を強化した。

問５　下線部⑸に関連して，以下の原子力発電所に関連する事故（以下，原発事故とする）を発生した順に正しく並べた際，**１～３番目となる原発事故**を下記のア～エのなかからそれぞれ１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

ア　高速増殖炉「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故

イ　チョルノービリ（チェルノブイリ）原発事故

ウ　東京電力福島第一原発事故

エ　東海村 JCO 臨界事故

問６　２つの社説記事に関連して，下記のａ～ｈの文章について，**社説１のみに書かれている主張はア，社説２のみに書かれている主張はイ，社説１と２の両方に書かれている主張はウ，社説１と２のいずれにも書かれていない主張はエ**を解答欄にマークせよ。なお，ａ～ｈの中で，ウとエに該当するものはそれぞれ１つである。

ａ　日本の原発の再稼働と原発の新増設を支持する。

ｂ　日本の原発依存を長引かせるべきではない。

ｃ　再生可能エネルギーの発電では，日本のエネルギー需要をまかなうには不十分である。

ｄ　原子力発電の安全性に懸念があり，安全性を担保する規制が有効に機能することは重要である。

ｅ　海外に対し，日本は再生可能エネルギーの技術開発に後れを取るべきではない。

ｆ　新増設する原発には技術的裏付けがなく，日本は不確実な技術に依存した政策の決定は行うべきではない。

ｇ　原発への依存を即時にゼロにすることが合理的かつ現実的な選択である。

ｈ　日本は原発の新増設を推進し，原子力産業の衰退に歯止めをかけるべきである。

〔Ⅱ〕 次の文章を読んで，下記の問いに答えよ。

第二次世界大戦後に独立したアジア，アフリカ，ラテンアメリカ諸国は発展途上国(開発途上国)[(1)]と呼ばれ，貧困からの脱却という課題を長らく抱えてきた。今日でも，富める先進国と貧しい発展途上国の間には，一人あたりの［ A ］(英語略称は GNI)，栄養摂取量，平均寿命など，様々な面で格差がある。先進国は主に北半球，発展途上国は南半球に位置することから，こうした経済格差や，そこから生じる諸問題は南北問題と呼ばれるようになった。南北問題を解決するために，1960年代以降，国際連合[(2)]や先進国はさまざまな取り組みを行なってきた。

1970年代以降，発展途上国のなかでも，産油国や新興工業経済地域(NIEs)[(3)]では，所得が急増し，生活水準も向上した。アジアでは，1980年代に入ると，韓国，台湾，シンガポール，［ B ］などの国・地域が経済成長を遂げ，アジア NIEs と呼ばれるようになった。このような新興国の台頭はグローバル化[(4)]と切り離せない関係にあった。新興国における低い生産コスト，急速な市場拡大といった魅力にささえられて，先進国から新興国への直接投資は急拡大し，そのことによって新興国はさらに発展した。

21世紀に入ると，新興国のなかでも経済発展の著しいブラジル，ロシア，インド，中国，南アフリカの５カ国は，その頭文字をあわせて BRICS[(5)]と呼ばれるようになった。これらの国々の共通点は，広い国土，豊富な人口と資源をもち，高い経済成長率を誇っていることであり，2020年時点で，５カ国の経済規模をあわせると，世界全体の名目 GDP(ドル建て)のおよそ［ C ］に近づいた。そのなかでも，特に台頭が著しく，大きな存在感を示すのが中国[(6)]である。

このように新興国や発展途上国の台頭は注目されているものの，開発は現在もなおグローバルな課題である。国連は2000年に国連ミレニアム開発目標(MDGs)を決定した。これは［ D ］年までに達成するべき８つのゴールと21のターゲットを設定したものである。こうした努力もあり，貧困撲滅は大きく進展したが，未達成の課題も多い。それらの克服に向けて持続可能な開発目標(SDGs)[(7)]が新たに策定された。

政治・経済

問１　文中の空欄 A ～ D にあてはまる**最も適切な語句や数字**を，次の選択肢のなかから１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

A の選択肢

ア　国民総生産　　イ　国民総所得

ウ　国内総生産　　エ　国内総所得

B の選択肢

ア　マレーシア　　イ　インドネシア

ウ　香港　　エ　タイ

C の選択肢

ア　２分の１　　イ　３分の１

ウ　４分の１　　エ　６分の１

D の選択肢

ア　2010　　イ　2015

ウ　2020　　エ　2025

問２　下線部(1)に関する下記の文章の空欄 A ～ D にあてはまる**最も適切な語句**を，次の選択肢のなかから１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

発展途上国では，植民地時代に A 的な経済構造が形成され，固定化されてきた。戦後，これらの国が工業化を達成するには， B を輸出して外貨を獲得し，必要な資金や機械類の購入などに充てなければならなかった。しかし，かつての植民地宗主国であった先進諸国では，自国の経常収支の改善や失業対策を理由に C 政策を採ったり，合成繊維など原料代替の技術革新が進んだりしたため， B の輸入依存は低くなった。こうして， B の国際価格は低迷した。これは現在の国際収支の内訳でいうところの D の赤字を招き，発展途上国の経済的自立は困難となった。

A の選択肢

ア　マルチカルチャー　　イ　サブカルチャー
ウ　アグリカルチャー　　エ　モノカルチャー

B の選択肢

ア　一次産品　　イ　二次産品
ウ　製造品　　エ　加工品

C の選択肢

ア　自由貿易　　イ　ブロック経済
ウ　農業保護　　エ　規制緩和

D の選択肢

ア　第一次所得収支　　イ　貿易収支
ウ　第二次所得収支　　エ　金融収支

問３　下線部(2)に関する下記のａ～ｂの文章について，次の指示にしたがって答えよ。

①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。 **①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイ**を解答欄にマークせよ。 **②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウ**を解答欄にマークせよ。 **①と②の両方の文章が誤りの場合にはエ**を解答欄にマークせよ。

a
① 発展途上国の開発を支援する機関として，国連開発計画(UNDP)が設置された。この機関は1994年に『人間開発報告書』で「人間の安全保障」という考え方を打ち出した。
② 国際連合総会のもとには国連貿易開発会議(UNCTAD)が設置された。1964年の第１回総会に提出されたプレビッシュ報告は「援助より貿易を」を掲げた。

b
① 1992年に国連環境開発会議(地球サミット)が開催された。この会議では「持続可能な開発(発展)」がスローガンとして採択された。この会議では，環境保護を優先させようとする先進国と，開発(発展)の権利を主張する発展途上国の対立が目立った。
② ①の会議では，地球温暖化を防ぐための気候変動枠組条約が採択された。これに基づいて，1997年から毎年，気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されることとなった。

問４　下線部(3)に関する次の文章の空欄 A ～ D にあてはまる**最も適切な語句**を，次の選択肢のなかから１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

アジア NIEs は A 政策を採って，経済発展を遂げることに成功した。その成功は「アジアの奇跡」とも呼ばれた。1980年代に，日本やアジア NIEs とアメリカの間では B が深刻化した。アメリカは貿易赤字と軍事費の増大による財政赤字の「双子の赤字」に苦しんでおり，1985年には先進５カ国がドル高是正のために協調するという C が成立した。

中南米 NIEs も A 政策を採ったが，その政策は上手くいかず，1980年代には「失われた10年」と呼ばれる経済的停滞を経験した。こうした新興諸国と，資源に乏しく，工業化も遅れている後発発展途上国との間では，経済格差が拡大した。このような両者間での経済格差の広がりを， D と呼ぶ。

A の選択肢

ア　脱工業化　　イ　輸入代替工業化
ウ　輸出志向工業化　　エ　保護貿易

B の選択肢

ア　米ドル通貨危機　　イ　貿易摩擦
ウ　最恵国待遇問題　　エ　知的財産権問題

C の選択肢

ア　スミソニアン協定　　イ　ブレトン＝ウッズ協定
ウ　プラザ合意　　エ　ルーブル合意

D の選択肢

ア　新南北問題　　イ　新興国問題
ウ　南南問題　　エ　後発国問題

問５　下線部(4)の中でも，とくに経済に関するグローバル化について説明した下記のａ～ｂの文章について，次の指示にしたがって答えよ。

①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。 **①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイ**を解答欄にマークせよ。 **②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウ**を解答欄にマークせよ。 **①と②の両方の文章が誤りの場合にはエ**を解答欄にマークせよ。

ａ
① 国境を越えたM&Aや資本提携，業務提携が行われるようになった。一方，多くの産業で激しいシェア争いや価格競争が展開されるようになった。
② 日本企業は生産コストの安い海外に生産拠点を移した。だが，自国の安全や企業の優位性保持などの観点から，海外への技術移転を原則として禁止するという強い規制が，政府によって導入された。

ｂ
① 世界的に金融の自由化と対外開放が進み，国際資本移動が活発化した。その結果，先進国の投機的な資金が新興市場に流入した。こうした投機的な取引による通貨価値の下落は，1997年に発生したアジア通貨危機のような，新興国発の経済危機の要因ともなった。
② 先進国での経済危機が，新興国に及ぼす影響も増大した。アメリカでリーマン・ショックが発生すると，国際的な貿易取引や金融取引を通じてアメリカやEUと相互依存関係にあった日本や中国，その中国との相互依存関係が深まっていた資源輸出国も大きな経済的打撃を受けた。

問６　下線部(5)の諸国に関する下記のａ～ｃの文章について，次の指示にしたがって答えよ。

①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。 **①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイ**を解答欄にマークせよ。 **②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウ**を解答欄にマークせよ。 **①と②の両方の文章が誤りの場合にはエ**を解答欄にマークせよ。

ａ
① ブラジル経済は，21世紀に入るとアルコール燃料，石油，鉱物資源，大豆などの原料輸出のブームによって，好況へと転じた。自動車や鉄鋼など工業製品の輸出も盛んとなった。
② ブラジルでは社会的課題も多く，人口が増え続ける都市では，生活インフラの投資が遅れ，不良住宅地区も減っていない。2000年代は総じて順調な経済成長を遂げたものの，2010年代前半から中盤にかけて経済成長が鈍化した。

ｂ
① ソビエト連邦崩壊後のロシアでは，市場経済の導入が進められた。しかし，1990年代には財政赤字やインフレが深刻化し，1998年には金融危機にも見舞われた。
② 石油，天然ガス，石炭などの豊富な地下資源を有するロシアの経済発展は，それらの資源輸出に依存してきた。しかし，それでは経済発展が資源価格の動向に左右されやすかったので，2010年代以降は輸出の主力を工業製品へと変化させた。

政治・経済

c

① インドではIT産業の発展がめざましく，一部の都市ではインドの「シリコンバレー」と呼ばれるような産業集積が進んでいる。また，外国企業からソフトウェア開発や事務作業などを受注するビジネスが発展している。

② インドは人口規模が大きく，2030年には人口が中国を抜いて世界一になると予測されている。そのため，2020年時点で一国としての経済規模(GDP，ドル建て)は世界のトップ10入りしている一方，一人あたりGNIはBRICS諸国の中で最も小さい。

問７　下線部(6)に関する下記のａ～ｃの文章について，次の指示にしたがって答えよ。

①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。 **①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイ**を解答欄にマークせよ。 **②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウ**を解答欄にマークせよ。 **①と②の両方の文章が誤りの場合にはエ**を解答欄にマークせよ。

a
① 1978年から改革開放政策が始まった。これは経済の体制改革と対外開放を志向する政策で，市場経済化をすすめる一方，外資の導入をはかったり，輸出を促進したりした。
② 社会主義市場経済を掲げ，市場経済を活用して，国有企業の権限を大幅に経営者に委ねるようになった。2001年のWTO加盟後はさらなる経済成長をとげ，2010年代にGDP(ドル建て)は世界第３位に躍進した。

b
① 人民元は長いあいだドルに対して安い為替水準に固定され，輸出に有利な状況がつづいた。このため，2015年に人民元の為替水準を一定の幅で変動させる管理フロート制に移行した。この移行直後に，人民元はドルに対して一気に約二倍増価した。
② 経済成長が進む一方で，国内では富裕層と貧困層との所得格差や都市と地方との所得格差は拡大し，低所得層の不満が高まっている。ただし，労働力人口は引き続き増加傾向にあるので，政府はさらなる経済成長による格差縮小を目指している。

c
① 「一帯一路」と呼ばれるヨーロッパ，アジア，アフリカを包含する新しい経済圏構想を打ち出している。この経済圏構想は域内の関税を完全に撤廃して，貿易を自由化することを目指している。
② 2015年にアジア開発銀行を設立した。これは世界銀行やIMFに頼らずに，途上国の資金需要に応えようとするものである。設立当初の加盟国は60カ国弱であったが，現在では加盟国が100カ国を超えている。

問８　下線部(7)に関連して，SDGsの17のゴールに**含まれないもの**を以下のア～カのなかから**２つ**選び，その記号を解答欄にマークせよ。

ア　核兵器をなくそう
イ　飢餓をゼロに
ウ　ジェンダー平等を実現しよう
エ　貧困をなくそう
オ　原発をゼロに
カ　人や国の不平等をなくそう

〔Ⅲ〕 次の文章を読んで，下記の問いに答えよ。

＜1＞

第二次世界大戦後の日本は，戦前の制度を改廃しつつ，社会保障の仕組みを整え，拡充化してきた。そのような新たな社会保障の仕組みづくりは，終戦直後には，社会の混乱と困窮への対応という側面が強かった。その後は，日本国憲法第25条の規定する生存権を，社会変化に対応しつつ具体化していく過程(1)であった。

1970年代までは，日本における社会保障制度の整備・拡充期であった。この時期に，国内総生産に対する社会保障給付費の比率※は，次のように推移した。すなわち，1951年度に約2.9％であったのが，1960年度，1970年度，1980年度にそれぞれ，約3.9％，約4.7％，約10％へと上昇した。この時期に見られた給付費の伸びは，制度の新設，社会保障法の適用範囲の拡大，給付額の引き上げ，福祉施設の増設(2)，さらには，公費負担の導入や公費負担率の引き上げによるところが大きかった。

社会保障給付の額や福祉施設の運営基準の具体的な設定は，委任立法(3)のかたちでおこなわれることが多い。一般的に，委任立法の拡大は，行政機能の拡大・複雑化にともなって，立法府がすべての法規範を法律で定めることが困難になったことによる。他方で，それは，行政府の活動に対して，どのように公正さの確保や透明性の向上をはかり，民主的監視(4)を有効に機能させていくのかという課題を浮上させた。

※ 社会保障給付費は，国立社会保障・人口問題研究所が，ILO 基準にもとづいて，個人に帰着する給付費を集計したものである。管理費や施設整備費は含まない(国の一般会計予算における社会保障関係の経費を財務省が集計した「社会保障関係費」とは異なる)。数値の出所は，国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。以下における社会保障給付費についての数値も，すべて同統計に拠る。

政治・経済

問１　下線部(1)に関する次の文中*の空欄 A ～ C にあてはまる語句として，**最も適切なもの**を，下記のア～クのなかからそれぞれ１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。なお，選択肢はそれぞれ一度しか使用できないものとする。

生存権の法的性格については見解が分かれている。第一は，〔日本国〕憲法第25条は国に対して政治的・道徳的義務を課しただけで，国民に具体的権利を保障したものではない，とする A である。

第二は，〔日本国〕憲法第25条は国民が国に対して立法・予算を通じて生存権を実現するように要求する権利を認め，国にもそうする法的義務を課しているが，しかしその権利は抽象的なものであり，生存権を具体化する法律によってはじめてその法律と一体的に具体的な権利になる，とする抽象的権利説である。

第三は，〔日本国〕憲法第25条は国が生存権を極めて不十分にしか実現しない法律を制定する場合，または義務を怠って法律を制定しない場合，国民は同条文を直接的根拠として，裁判所に対して国を相手に訴訟を提起できる，とする B である。

このうちの第二と第三の見解を合わせて，第一の見解との対比で，C と呼ぶことがある。

(*『福祉社会事典』(弘文堂，1999年)に基づく。ただし，出題に伴い，引用に際し改変をおこなっている。また，最終段落は出題のために加筆。)

ア　法的権利説　　イ　無効力説
ウ　カタログ規定説　　エ　プログラム規定説
オ　カテゴリー規定説　　カ　直接適用説
キ　間接規定説　　ク　具体的権利説

問２　下線部(2)に関連して，次の４つの文章は，当時なされた社会保障立法について，そのときの内閣に関する出来事とあわせて説明したものである。空欄 A ～ D には，それぞれの法律が制定されたときの内閣総理大臣の氏名が入る。空欄 A ～ D にあてはまる内閣総理大臣の氏名を，下記のア～シのなかから１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

A　**児童手当法の制定：**
これにより児童手当制度が創設されたことで，社会保障制度の構成要素が整った。同じ年に，沖縄返還協定(琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定)が国会で承認された。

B　**国民年金法の制定：**
この翌年に，新日米安全保障条約(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約)を締結することが衆議院で承認された。その２ヶ月後に内閣は総辞職し，翌年，次の内閣のもとで国民年金法が全面施行され，国民皆年金が達成された。

C　**厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定：**
これにより老齢年金の水準が引き上げられ，また，物価スライド制が導入された。それとほぼ同じタイミングで第一次石油危機が起こったが，物価スライド制によって，急激な物価上昇が年金受給者の生活に与える影響は緩和された。

D	**失業保険法の制定：** これにより，戦前には存在しなかった，社会保険制度としての失業保険が導入された(1974年から雇用保険制度)。初めて日本社会党の委員長が首相になった内閣が法律案を国会に提出し，議決された。

ア　佐藤栄作　　イ　岸信介
ウ　片山哲　　エ　池田勇人
オ　鳩山一郎　　カ　田中角栄
キ　芦田均　　ク　吉田茂
ケ　大平正芳　　コ　三木武夫
サ　石橋湛山　　シ　福田赳夫

問３　下線部(3)に関する下記の文章の空欄 A ～ C にあてはまる語句として**最も適切なもの**を，次のア～シのなかからそれぞれ１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。なお，選択肢はそれぞれ一度しか使用できないものとする。

委任立法とは，法律によって規定するべき事項について，立法府はその大枠や原理・原則を定めるにとどめ，立法府から立法権限を委任された行政府などの他の機関が，個別の細目について法規範を制定することである。日本国憲法は， A の制定する法規範を，命令と総称している。命令には，内閣が制定する政令，内閣総理大臣が制定する内閣府令，各省大臣が制定する省令などがある。政令については，国務大臣が署名し，内閣総理大臣が B したものを，天皇が C する。

ア　議院規則
イ　委員会規則
ウ　内閣総理大臣令
エ　内閣首長令
オ　委任令
カ　立法府
キ　司法府
ク　行政府
ケ　連署
コ　認証
サ　公布
シ　施行

問４　下線部(4)に関連して，日本では2005年に，パブリックコメント(意見公募手続)について定める行政手続法の改正案が国会で議決された。それによって導入された国のパブリックコメント(意見公募手続)制度についての説明として，**最も適切なもの**を，次のア～エのなかから１つ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

ア　法律の定める適用除外に該当するものを除いて，内閣は，法律案を国会に提出しようとする際に，事前にその法律案についての意見を広く一般から求め，提出された意見を十分に考慮しなければならない。

イ　法律の定める適用除外に該当するものを除いて，内閣総理大臣や各省大臣は内閣府令や省令等を制定しようとする際に，事前にその内閣府令や省令等の案についての意見を広く一般から求め，提出された意見を十分に考慮しなければならない。

ウ　法律の定める適用除外に該当するものを除いて，立法府は，法律案を議決しようとする際に，事前にその法律案についての意見を広く一般から求め，提出された意見を十分に考慮しなければならない。

エ　法律の定める適用除外に該当するものを除いて，地方公共団体の執行機関が規則を制定しようとする際にも，必ず，事前にその規則案についての意見を広く一般から求め，提出された意見を十分に考慮しなければならない。

＜2＞

1980年代に入ると，安定成長期への対応をはかる財政の再建を国が推進するなかで，国内総生産に対する社会福祉給付費の増加率は鈍化した。その傾向は年金や医療についても見られたが，高齢者福祉などの狭義の社会福祉の分野で特に顕著であった。社会福祉給付費の動向が反転するのは，1990年代に入ってからである。竹下登内閣による［ A ］の導入が転機となり，高齢者保健福祉の拡充をはかる長期計画が策定・実施されていった。さらに，児童福祉にかかわる少子化対策の推進もはかられた。

その一方で，社会福祉の分野では，地方分権化が進んだ。1980年代の半ばまでは，老人ホームや保育所などの福祉施設への入所にかかわる事務は，法律によって，国の機関としての地方公共団体の長に委任される［ B ］としておこなわれていた。しかし，地方分権化によってそれらの事務の一部が，条例により地域の実情に合わせた事業を地方公共団体が実施できる余地のより大きい，団体委任事務に変更された。さらに，1990年代に入ると，高齢者福祉と障害者(児)福祉分野のサービス供与や施設入所等にかかわる権限が市町村に委譲された。1999年には地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律，2000年施行)が制定され，社会福祉分野の給付やサービスの実施にかかわる事務は，［ C ］とされたもの(5)を除いて，自治事務になった。

問5　文中の空欄［ A ］～［ C ］にあてはまる語句として**最も適切なもの**を，次のア～クのなかからそれぞれ1つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。なお，選択肢はそれぞれ一度しか使用できないものとする。

ア　住民税　　イ　炭素税
ウ　地方譲与税　　エ　消費税
オ　団体委託事務　　カ　機関委任事務
キ　法定受託事務　　ク　公共事務

問６　下線部⑸に関する次の文章を読み，以下の①と②の問いに答えなさい。

児童手当については，その支給にかかわる事務を市町村または特別区がおこなっている。その一方で，地方自治法はそれらの事務を，「国が本来果たすべき役割に係るもの」のひとつとしている（第２条第９項第１号，別表第１）。そうした，児童手当の事務にかかわる地方公共団体と国の関係は財政面にも表れている。

図表ａは，Ｓ市の2021年度の一般会計決算のなかから，使途を「児童手当」と明示している全科目の支出入を抜き出したものである。図表ｂは，同年度の，Ｓ市の一般会計の歳入決算である。なお，一般会計とは，国および地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計である。その会計についての一会計年度の確定的な計算表が，一般会計決算である。

①　次ページの図表ａの収入欄には，２種類の負担金(ⅰ)と(ⅱ)が計上されている。(ⅰ)と(ⅱ)はそれぞれ，次ページの図表ｂの歳入決算においてはどの科目に含まれるか。図表ｂの科目ア～クのなかから**最も適切なもの**をそれぞれ１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。なお，選択肢はそれぞれ一度しか使用できないものとする。

図表ａ　Ｓ市の一般会計決算における，使途を「児童手当」と明示している全科目の支出入

支出		収入	
科目	金額	科目	金額
民生費（児童福祉費） 　児童手当給付費	19,682	国庫負担金 　児童手当負担金（ⅰ） 県負担金 　児童手当負担金（ⅱ）	13,741 2,959
合計	19,682 (ⅲ)	合計	16,700 (ⅳ)

注：2021年度一般会計決算の概況。単位は百万円。左欄は，支出面の科目と金額。児童手当給付費とは，年度内に市が支給した児童手当の総額。右欄は，収入面の科目と金額。児童手当負担金とは，市が支給する児童手当に対する交付金。

図表ｂ　Ｓ市の一般会計　歳入決算

	科目	金額	構成比
自主財源	ア　市税	273,787	41.9%
	イ　繰越金	12,470	1.9%
	ウ　その他	57,290	8.8%
依存財源	エ　国庫支出金	160,382	24.5%
	地方消費税交付金	29,231	4.5%
	オ　県支出金	28,844	4.4%
	その他の交付金	17,717	2.6%
	カ　地方交付税	15,557	2.4%
	キ　地方譲与税	2,980	0.5%
	ク　市債	55,606	8.5%
計		653,864	100%

注：2021年度行政報告書。金額の単位は百万円。歳入とは，会計年度におけるいっさいの収入。

② 前ページの図表ａでは，支出欄にある児童手当給付費の合計額(iii)が，収入欄の合計額(iv)を上回っている。前ページの図表ｂで示される一般会計の歳入との関係で見ると，Ｓ市はその差額をどのように賄ったのか。その点についての説明として**最も適切なもの**を，次のア～エのなかから１つ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

なお，「一般財源」とは，使途が特定されず，どのような経費にも使用できる財源である。「特定財源」とは，収入時から使途が特定されている財源である。「依存財源」と「自主財源」の区別は，図表ｂに拠る。

【②の選択肢】

ア　依存財源かつ一般財源である国庫支出金の一部を，児童手当給付費に充てた。

イ　自主財源かつ特定財源である国庫支出金のうち，他分野の財源として交付されたが支出しなかった部分を児童手当給付費に充てた。

ウ　依存財源または自主財源であり，かつ一般財源である地方交付税や市税等の一部を，児童手当給付費に充てた。

エ　依存財源かつ特定財源である地方交付税のうち，使途を他分野に指定して交付されたが支出しなかった部分を児童手当給付費に充てた。

＜３＞

2020年度の国内総生産に対する社会保障給付費の比率は約24.7％である。1960年度の約3.9％と較べて，さらには2000年度の14.6％と較べても，大きく増加した。社会保障給付費の内訳については，1999年度に年金５：医療４：福祉その他１，という比率であったのが，2020年度には年金４：医療３：福祉その他３，という比率になっている(実数を四捨五入して整数化した数値)。「福祉その他」の比率が上昇した最大の要因は，2000年に始まった介護保険制度(6)のもとでの介護給付費の増大である。児童手当費や保育給付費も増大している。

現在の社会保障は，厳しい財政的制約のなかで現代的要請に対応した福祉社会を築いていくうえで，医療・介護・福祉の連携強化や子育て支援の拡充を課題としている。それらの課題に向き合うのは，究極的には各地の地域社会である。地方公共団体，とりわけ市区町村には，支援やサービスがそれらを必要としている人たちに届くようにし，また，それらの支援やサービスが利用者を中心に連携を深めていくための条件を整備するというかたちで，その過程に責任をもって関与することが求められている(7)。

問７　下線部(6)に関する下記のａ～ｂの文章について，次の指示にしたがって答えよ。

①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。 **①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイ**を解答欄にマークせよ。 **②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウ**を解答欄にマークせよ。 **①と②の両方の文章が誤りの場合にはエ**を解答欄にマークせよ。

ａ
① 原則として，40～64歳の被保険者が介護保険料を負担する。65歳以上の被保険者については介護保険料の負担はないが，利用した介護サービスの費用の１～３割を自己負担する。
② 介護保険料の基準額は，介護保険制度の運営主体である市町村や特別区等が設定する。介護保険給付費の増大にともなって，介護保険料基準額の全国平均は，３年ごとにおこなわれる制度見直しのたびに上昇してきている。

ｂ
① 75歳以上の被保険者についての介護保険の財政運営は，2018年度から，都道府県単位で組織される後期高齢者医療広域連合がおこなっている。
② 要介護認定の審査では，申請者の心身状況を，介護や日常生活支援が必要な「要介護１～５」「要支援１～２」，および，それらに該当しない非該当のいずれかに判定する。

問８　下線部(7)に関連して，下記の文章の空欄 A ～ D にあてはまる語句として**最も適切なもの**を，選択肢のなかからそれぞれ１つずつ選び，その記号を解答欄にマークせよ。なお，選択肢はそれぞれ一度しか使用できないものとする。

保育行政の分野では，2011年に，地方分権改革の一環として児童福祉法が一部改正され，翌年４月から施行された。改正前は，保育所などの児童福祉施設の設備と運営についての基準(以下，「基準」)は，厚生労働省令によって一律に定められていた。改正後は，都道府県(および保育所の認可権限をもつ指定都市，中核市，児童相談所設置市)が，条例で「基準」を定めることになった。こうした改革は，省令で定められていた「基準」が，原則として議会が制定する条例によって設定されるようになったという点で，広い意味での A につながりうる動きと言える。さらに，地方公共団体が条例を制定できる範囲が拡がったという点で， B の拡大をも意味した。

他方で，国(厚生労働省および内閣府・子ども家庭庁)は，地方公共団体の「基準」が従うべき最低基準を省令等で示すというかたちで， C の確保をはかっている(児童福祉法第45条第２項)。ただし，地方公共団体による「基準」の設定を国が法令で拘束するあり方それ自体を見直す必要があるとの意見もある。

地方公共団体は，基本的には，国が省令等で示す「従うべき基準」を上回るものであれば，独自性のある「基準」を設定できる。実際，たとえば認可保育所の保育士配置基準の一部を，国の基準よりも手厚く(厳しく)している地方公共団体が複数存在する。しかし，財政的な制約や保育士不足などを背景に，保育士の配置基準を国の基準と同一にしている地方公共団体も少なくない。そうした状況に関しては，住民が受けられる公共サービスの質に D が生じているとして懸念する見方もある。国はこういった問題にどのようにかかわっていくのが適切であるのかは，地方分権が進むなかにあって重要な論点のひとつである。

政治・経済

A の選択肢

ア　行政権の拡大　　イ　官僚制の弊害

ウ　中央集権化　　エ　行政の民主化

B の選択肢

ア　縦割り行政　　イ　地方自治

ウ　行政権　　エ　行政指導

C の選択肢

ア　シビル・スタンダード　　イ　ナショナル・セーフティ

ウ　ナショナル・ミニマム　　エ　ローカル・ガイドライン

D の選択肢

ア　セクショナリズム　　イ　地域間格差

ウ　フリーライド　　エ　世代間格差

（白　　紙）